

無料簡易リスク診断サービス付!!

全国商工会 個人情報漏えい保険制度

個人情報取扱事業者保険

- 告知書の内容により最大30%まで割引が可能です。
- 中小企業・個人事業主の皆様にもご加入しやすいように設計しております。
- 個人情報保護法にも対応する情報管理に関する無料リスク診断サービスも受けられます。

保険期間：平成19年4月1日～平成20年4月1日

中途加入時の保険期間：申込月の翌々月の1日～平成20年4月1日

(契約者)

全国商工会連合会

全国商工会 個人情報漏えい 保険制度とは・・・

商工会の会員事業者様を対象として、個人情報漏えいまたはそのおそれによる損害賠償金・各種費用を補償する制度です。商工会会員専用に中小企業が加入しやすいように設計しております。

なぜ個人情報漏えい対策が必要でしょうか？

個人情報保護法（個人情報の保護に関する法律）が公布され、個人情報の取扱いに関する意識が急速に高まっています。平成17年4月に施行された個人情報保護法では事業者にはさまざまな対応を要求しています。万一、事業者が取り扱う個人情報を漏えいしてしまった場合には被害者に対して損害賠償責任を負うこととなりますし、企業イメージの低下にもつながりかねません。

社会環境・法制的動向

- 個人情報保護法の施行
- 技術革新、情報伝達手段の高度化等による個人情報データベースの巨大化、それに伴う漏えい被害の巨大化
- 企業における個人情報漏えい事故の頻発
- PL法・賠償責任等に見られる企業倫理・企業行動に対する社会的要請の高度化、損害賠償請求意識の高まり

企業事業主に求められる対応

- 法令を遵守した個人情報の取扱い
- 適切なリスクコントロール（プライバシーポリシーの策定・公表、従業員の教育、セキュリティの強化など）
- 適切なリスクファイナンス（保険）万が一漏えい事故が発生した場合に可及的速やかに対応を行うための資金手当て

補償する内容

個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより被保険者が負担する損害を補償します。

第三者への損害賠償に関する補償

偶然な事由により個人情報を漏えいまたはそのおそれが発生したことに起因して、保険期間中に日本国内において損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が法律上の賠償責任を負担することによって被る損害について保険金をお支払いします。

法律上の損害賠償金

本人の精神的苦痛に対する慰謝料（漏えいした情報の内容により異なります）、情報の漏えいにより生じた第三者の経済的損失に対する損害賠償金など

弁護士費用等の争訟費用

弁護士手数料、成功報酬
（保険料の10%の範囲内が上限となります）

（オプション）訂約賠償責任特約

ホームページの運営・管理あるいは被保険者または利用者等による電子メールの送信または受信の業務遂行にあたり、コンピュータウイルスの感染や不正アクセス等により生じた第三者の経済的損失に対する損害賠償金など

企業ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償

被保険者が法律上の賠償責任を負担すべき個人情報の漏えいまたはそのおそれが生じたことにより、企業ブランド価値のき損を縮減する（ブランドプロテクト）ための措置を実施する場合には、保険期間中にその謝罪のための会見、広告または文書の送付を行うことを要件として、それらの措置に要する費用の90%について保険金をお支払いします。

謝罪会見・広告・文書費用

謝罪会見の実施、謝罪広告の作成およびテレビ、ラジオ等の媒体による放送または新聞、雑誌等の媒体への掲載ならびに謝罪文書の作成、本人または家族への送付等に要した費用

見舞金・見舞品購入費用

個人情報を漏えいされた本人に対する見舞金・見舞品購入費用。ただし、見舞金は1件500円を限度と致します

クレーム対応費用

損害賠償請求、漏えいした個人情報に関する開示請求、利用停止請求等を受理するために要する費用

コンサルティング費用

個人情報の漏えいの発生により各種の措置を行うために、有益な第三者のコンサルティング、類似の指導等を受けるために要した費用

商工会会員向け 独自の補償

- 従業員の犯罪も原則補償
（告知書の内容により補償できない場合があります）
- 個人情報を廃棄したことによる漏えいも補償
- 見舞金費用も補償（1件500円限度）

ご契約例

パターン	賠償責任保険てん補限度額 (対人・対物共通) (1事故・1期間中)	ブランドプロテクト費用てん補限度額*2	自己負担金額 (免責金額)*1
A	1,000万円	100万円	10万円
B	3,000万円	300万円	10万円
C	5,000万円	500万円	10万円
D	1億円	1,000万円	10万円
E	3億円	3,000万円	10万円

*1 自己負担金額(免責金額)は、賠償責任保険部分・ブランドプロテクト費用部分とも、それぞれ10万円となります。

*2 ブランドプロテクト費用には、最小てん補割合90%が適用されます(損害額の90%から自己負担金額を控除した額をお支払いいたします。)

保険料例 保険期間1年 賠償保険金額3,000万円 / ブランドプロテクト費用300万円 免責金額10万円

業種区分 (業種例)	売上高		
	5,000万円	1億円	3億円
情報通信業	30,000円	30,000円	66,050円
不動産業、塾・予備校・自動車整備業	30,000円	30,000円	47,430円
一般小売業、飲食店	30,000円	30,000円	52,790円
部品製造業、建設業	30,000円	30,000円	30,000円

(注1) 保険料は告知による割増引適用前の保険料です。ただし、最低保険料がありますのでご注意ください。

(注2) 保険料は、業種の種類・売上高・ご契約パターン・告知書による割引等によりことなりますので取扱代理店にご確認ください。

企業における個人情報漏えい事例

- 食品メーカー ……ホームページで、懸賞応募者の個人情報(氏名、住所、電話番号等)が流出。(平成14年8月、約4万5千件)
- デパート ……顧客政策部の社員がカード会員名簿を信用調査会社に売却。(平成13年8月、38万2千件)
- 電気通信業 ……代理店から顧客情報が流出し、名簿屋で販売。(平成12年10月、3万件)
- 通信事業者 ……元社員がコンピュータより顧客情報を抜き出す。見舞として1人500円の金券を交付。(平成16年2月、590万件)
- 自治体 ……住民基本台帳の住民データが名簿業者に流出。委託業者が流出経路。
原告3人に対し、1人1万5000円の損害賠償金判決。(平成7年5月、22万件)
- 自動車整備業 ……同社が手がけるサービスの顧客情報が、業務委託先の派遣社員の自宅にパソコンで一時的持ち出された。
(平成16年8月)

無料付帯サービス

簡易診断アンケートにお答えいただければ、「個人情報保護対策・簡易診断レポート」を無料でご提供致します。経済産業省のガイドラインのポイントとなる部分を中心に、個人情報保護法への対応状況を診断させていただきます。

- 5つの評価項目を元に、対策状況を総合的に評価。
- 加入企業の個人情報漏えい時の予想される損害賠償額と緊急対応費用を実際にシミュレーションして算出。

制度の取り扱い

- 加入資格
商工会の会員事業者に限ります。会員単位での加入となります。
- 加入料
一斉加入の場合、加入料は全員一律加入の場合、1円程度による引当金となります。
- 中途加入の場合も加入料は0円です。
- 保険期間
平成19年4月1日(月)から平成29年(引当金満期)まで(1年間)
○中途加入は引当金引当りでお申し込みください。
○中途加入も加入料は0円です。
※申し込み月の翌々月以降は保険期間となります。

個人情報について

本頁所で対象とする「個人情報」は、個人情報データベース等を構成する個人情報をいいます。

- 「個人情報」とは
特定の個人に関する情報をいいます。次に掲げる情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものも含みます)をいいます。
- 「個人情報データベース」とは
個人情報を含む情報の集合体であって、次に掲げるものをいいます。
① 特定の個人情報を電子計算機を用いて保管することができるとともに自動的に検索したものが
② 個人情報を一定の範囲の個人に提供し得る個人情報を集積して作成したものであることであることにより自動的に検索した情報の集合体であって、1次、索引その他の検索を容易にするためのものを有するもの
- 対象となる主な個人情報
○ 顔に記録されている顧客(個人)名簿
○ データベース上で管理されている個人に関する情報 等
- 「個人情報」とは
○ 個人情報データベース等を構成する個人情報データベースをいいます。

保険金のお支払対象とならない主な損害

- (盗難であると同様であると認めず次に掲げる事由に起因する損害については保険金をお支払いしません。)
- 被害者の故意または他人に被害を及ぼすことを予見しながら行った行為
- 被害者が法令に違反して盗難とみなされたもの
- 被害者は盗難と認められた個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- 被害者が本人に必要と認められた個人情報の提供(以下「利用目的」といいます。)
- 盗難の被害に不十分な手段に起因した個人情報の取扱い
- 被害者の個人情報を盗難の被害に巻き込まれ、主要な個人情報およびその違反に巻き込まれたものに必要と認められる情報の提供、命令等を受けた場合において、当該命令、指示等がなされたから被害者自身が必要かつ適当な取扱いを完了するまでの間に発生した当該違反に起因する個人情報の漏えいまたはそのおそれ
- 政治的、社会的、宗教的、民族的または職業上の主張を主とする団体・個人またはこれらの代表者となるもの、その主張・活動に際して行方不明行為をほし、当該被害者またはその行為が害するもの など
- (次に掲げる損害賠償請求事由に起因する損害については保険金をお支払いしません。)
- 他人等から受けた損害賠償請求
- 個人情報の利用目的の変更が、変更後の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められることにならない損害賠償請求
- 被害者が本人に対して個人情報の利用目的またはその変更を通知しない、または公表しないことによるおそれのある損害賠償請求
- 被害者が本人に個人情報を提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託し、または第三者に個人データを共同して利用したことが、個人情報保護法第17条に該当するとしてなされた損害賠償請求
- 被害者が第三者から個人データを提供し、もしくはその取扱いの全部または一部を委託されたことが、個人情報保護法第17条に該当するとしてなされた損害賠償請求 など
- (被害者が本人に対して個人情報の提供目的またはその変更を通知しない、または公表しないことによるおそれのある損害賠償請求を請求することができず、個人情報保護法第17条に該当するとしてなされた損害賠償請求をいいます。)
- 電子メール(個人を含む)の送信を電子化した、複製の送信と同様の動きをするもの 等
- 上記に起因する損害賠償請求
- 匿名化された個人データの提供、不正行為、不正アクセスまたはなりすましの被害等の発生に起因する損害賠償請求
- 匿名化された個人データの提供、不正行為、不正アクセスまたはなりすましの被害等の発生に起因する損害賠償請求
- ソフトウェア複製またはプログラム作成に起因する損害賠償請求
- ソフトウェア以外の管理を委託された、またはメンテナンスを行った(対象の複製を有していない)情報システムまたはネットワークの不具合に起因する損害賠償請求 など

ご契約の際のご注意

- (告知義務)
● 告知の期は、個人情報等の記載事項に間違いがない十分に確認ください。事実と相違して、ご自身の保険金をお支払いできなくなる場合がありますのでご注意ください。
- (告知義務)
● 告知の後、保険料率、加入者数に記載した事項を変更される場合及びこの保険契約と重複する保険契約を締結された場合は取扱代理店または弊社にご通知の上、お手続きください。重複する保険契約を締結された場合、契約を解除することがあります。手続が完了すると保険金のご支払いができなくなる場合がありますのでご注意ください。
- (保険料率の告知)
● 告知の期と重複する保険契約が施行される場合は保険金のお支払いが減少しますのでご注意ください。
- (加入者数)
● 加入者数に内容を確認の上、大切に保管してください。また、3ヶ月を経過しても加入者数が減少しない場合には、取扱代理店またはお客様の情報センターまでご連絡ください。
- (保険料率及び重複した場合等の取扱いについて)
● 引当金満期が到来した場合は引当金満期会社の業務(以下「原簿の状況」といって)に基づいて事業の継続が認めると、法令に定める手続きに基づき特約条件の変更が行われた場合には、ご契約の目的とした保険金・特約違反等のお支払いが一定期間凍結された後、全部が凍結されたこととなります。
- (引当金)
● 引当金については、ご契約者が個人、小規模法人(原簿凍結時に定時特約する従業員等の数が20名以下である法人)をいいます。またはマシン管理会社(以下「個人等」といいます。)
- (引当金の告知)
● 引当金の告知については、引当金満期が到来した場合には、保険金・違反した等の9割(ただし、原簿凍結から3ヶ月までに発生した事故による保険金は全額)までが凍結されます。
- なお、ご契約者が個人等以外の保険契約者であるか、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担するべきとされているものか、当該保険料に非なる部分については、上記特約の対象となります。
- (引当金)
● 引当金については、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取扱う商品・サービス等の案内・提供、等を行うために取得し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、損害賠償等の請求を目的としたデータ提供については、保険金支払引当額(以下「引当金」)を、詳細につきましては、引当金センターホームページ(<http://www.sampo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または取扱センター営業店までお問い合わせください。

個人情報の取扱いについて

- 本契約は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等当社の取扱う商品・サービス等の案内・提供、等を行うために取得し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。なお、損害賠償等の請求を目的としたデータ提供については、保険金支払引当額(以下「引当金」)を、詳細につきましては、引当金センターホームページ(<http://www.sampo-japan.co.jp>)に掲載の個人情報保護宣言をご覧ください。取扱代理店または取扱センター営業店までお問い合わせください。

引当金センター 株式会社損害保険ジャパン 営業開発第一部第三課 〒140-8338 東京都中央区新富1-26-1 TEL:03(3349)4037

商工会会・商工会連合会名

(お問い合わせ先)

担当営業店

専業代理店